

目黒区「はじめてのいっぽ」利用のご案内

対象児童 (利用要件)	次の項目にすべて該当している児童。 (1)令和 8 年 10 月 1 日現在、生後 6 か月から満 3 歳未満（3 歳の誕生日前々日まで）である。 (2)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業を利用していない。
実施期間	令和 8 年 1 0 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
実施施設	目黒区立中央町保育園 住 所：目黒区中央町二丁目 30 番 7 号 電 話：03-3719-5843 アクセス：東急東横線「学芸大学駅」下車、徒歩約 7 分
実施日時	月・火・水・木・金曜日 9：00～11：30 ※祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除きます。利用日が祝日と重なった場合の事業実施・振替はありません。
定員及び 利用方法	各曜日 6 人の計 30 人 児童ごとに曜日を固定しての定期利用（1 か月当たり 10 時間を上限） <例：火曜日の利用が決定したお子様の場合> 毎週火曜日の 9：00～11：30 で利用（1 回当たり 2 時間 30 分）。 ただし、暦の都合で 5 回目の火曜日を迎えた場合、すでに月上限の 10 時間を利用しているため、それ以上の利用はできません。祝日があった場合には、第 5 週を利用し、月 4 回までの利用とすることはできます。利用日については、園が設定します。 ※事前申し込みが必要です。希望者多数の場合は抽選となります。
利用料金	無料
利用申込	■募集期間：令和 8 年 7 月 3 0 日～8 月 3 1 日 ■申込方法：区の申込フォームにて、児童名、希望曜日、メールアドレス等の必要事項を入力して申し込んでください。 ■利用者の決定：令和 8 年 9 月 3 日（木） 抽選結果は、<u>申請時に発行される受付番号</u>により、区公式ウェブサイトでお知らせいたします。（当日 1 2 時に公開予定） 利用決定者には、決定通知と手続き方法等をメールでお送りします。 利用決定に至らなかった場合は待機者となります。この場合、通知は送られません。 利用辞退が生じた際に繰上り、利用となる可能性があります。 ■認定手続きについて：こども誰でも通園制度の利用には、認定手続きが必要となります。認定をまだお持ちでない方は、中央町保育園の利用の申し込みと同時に認定申請もおこなってください。認定が無いと利用は出来ません。
注意事項	・制度の利用にあたっては、 <u>こども誰でも通園制度総合支援システム</u> をご利用いただく必要があります。パソコンやスマートフォンのインターネットブラウザからご使

	用いただけます。具体的な利用方法については、利用決定時に別途お知らせします。 ・申し込みにおいて、<u>兄弟姉妹の同時利用</u>を希望することが可能です。ただし、同時利用を希望する場合、希望する曜日に兄弟姉妹分の利用可能枠が空いている場合のみ利用可能となります。兄弟姉妹を別々での利用を希望される場合は、同じメールアドレスで、それぞれのお子様について、申し込みください。 <例：兄と弟の２名が同時利用を希望する場合> 抽選において、兄と弟を１グループとして選考します。利用候補となった場合、その時点で希望曜日に２名分の空きがある場合のみ、利用決定となります。１名分の空きしかなかった場合は、兄弟ともに利用決定は下りず、待機者となります。 ・利用開始に当たっては、初回利用前に保護者との事前面談を行います。 ・慣れるまでに時間のかかるお子様については、利用開始からの短期間の親子通園が可能です。 ・障害等、保育上の配慮が必要となるお子様については、事前にお子様の状況等について聞き取りをさせていただき、利用の可否について判断する場合がございます。 ・集団保育のため、お子様が病気の時はご利用をお控えください。 ・利用を取りやめる場合は、保育園に申し出ください。 ・区外へ転出する場合、保育所に入所が決定した場合は、速やかに保育計画課にご連絡ください。認定消滅届を提出していただく必要があります。 ・その他、ご不明な点については、下記の問い合わせ先までお気軽にお尋ねください。
問い合わせ先	目黒区子ども若者部保育計画課保育計画係 電話 03-5722-9866（直通）